

平成27年度 亀山市事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』

---

---

## 外部点検結果と今後の考え方について

---

---

亀山市

## ≪ 目 次 ≫

No.	事業名	担当部署		判定結果番号	評価（人数）					ページ
					① 不要	② 抜本的見直し	③ 活用、協働の 民間活力の	④ 要改善	⑤ 現行通り・ 拡充	
①	1 害虫駆除対策事業	市民文化部	地域づくり支援室	②	2	3				1
	2 防犯対策事業 ・防犯灯関係補助金	市民文化部	地域づくり支援室	④				4	1	2
				④		2		3		3
	3 閑宿・周辺地域にぎわいづくり推進事業	市民文化部関支所	観光振興室	②		4		1		4
②	1 市民活動支援事業	市民文化部文化振興局	共生社会推進室	②		3	1	2		5
	2 高齢者・障がい者(児)タクシー料金助成事業	健康福祉部	高齢障がい支援室	④		1	1	3		6
	3 青少年総合支援センター運営事業	教育委員会	生涯学習室	①	3		1	2		7

## 《シートの見方》

判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細	班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)			◆…………。 ◆…………。 ◆…………。	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。  【見直し時期】 平成27年度 …… 見直し 平成28年度 …… 実施  【改善による効果】 ◆…………。
②抜本的見直し				
③民間活力の活用、協働	1	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。  内部点検評価者の判定理由や提言などを記載しています。	▶ コーディネーターが班の統一意見としてまとめています。	▶ 意見に基づき、市としての今後の考え方を記載しています。
④要改善	4	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。		
⑤現行通り・拡充		判定結果とその内訳		

# 事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』外部点検結果

【平成27年8月29日実施】

No.	①-1	事業名	害虫駆除対策事業	所管室	市民文化部地域づくり支援室
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)	2	<p>◆地域づくり支援室に移った段階で公衆衛生の観点から地域支援が目的となっている。害虫駆除対策事業として本当に良いものであれば、なぜ多くの自治会が実施していないのか。今日まで行事として実施してきたからではないのか。ただし、本当に必要な部分があるのであれば、公衆衛生の点から限定して実施しても良いのではないのか。現段階の市の考え方、自治会の考え方からでは不要である。</p> <p>◆本事業は、衛生環境の改善・進化、居住環境や家屋仕様の变化に伴い、費用対効果の有益性が希薄となってきており、長年の慣習とした本事業の利用者も減り、現行方法での実施は終期と判断する。あえて継続する場合は、受益者負担とすべきである。なお、他市町の動向も判断材料とした。</p> <p>◆費用対効果の効果が歴然としない。裏を返せば、廃止したとしてもその衛生上の悪さがデータからは読めない。</p> <p>◆利用者が減少してきており、公平性、公益性が損なわれてきている。(平成26年度利用世帯数6,162世帯÷平成27年8月世帯数20,697世帯=29.8%の利用率)</p> <p>◆煙霧器は新規購入しないとの市の考え方が示されており、現行方式では継続できないことが明白である。</p> <p>◆当面継続を希望する場合は、100%受益者負担とすべきと考える(経過措置による軽減策は検討要)</p> <p>◆災害対策用、万が一用として噴霧器の数台は、市として管理・保管が必要である。</p> <p>◆発砲錠によるコスト削減は顕著であるが、煙霧器と同様に考えて然るべきである。</p>		<p>◆下水道及び合併浄化槽の整備が進み、本事業が対象にしているボウフラやウジが湧くような側溝などが少なくなった現在、利用者の減少から見ても、年に2回程度の害虫駆除の効果はほとんどないと考えられる。</p> <p>◆本事業が自治会活動からなくなっても、地域の絆づくりの事業は、美化や防災活動などで十分に確保できる。</p> <p>◆このため、本事業は抜本的に見直し、廃止する方向で検討されたい。しかしながら、下水道未整備地区などでは本事業存続の希望もあることを勘案し、薬剤は有償、機械は取りに来てもらうという条件で無償で貸し出すことを検討してほしい。</p> <p>◆なお、デング熱、マダニ対策などもあることから、公衆衛生事業は、環境部局に一元化して引き続き推進すべきである。</p>	<p>◆公衆衛生の観点から関係部局(危機管理局、環境産業部、健康福祉部等)と再協議し、廃止や事務移管の可能性も含め事業の方向性を検討する。</p> <p>◆その上で、下水道未整備地区や重要伝統的建造物群保存地区など害虫駆除を必要とする自治会があることを考慮し、県内他市における同事業の見直し状況等を参考に、薬剤費や燃料費、運搬費の一部負担など、受益者負担の適正化の観点から支援のしくみを検討する。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度… 検討 平成28年度… 段階的見直し 平成29年度… 検討結果に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆災害対策や公衆衛生の観点から、事業の必要性を明確にできる。 ◆受益者負担の適正化が図れる。</p>
②抜本的見直し	3	<p>◆地域づくり支援室としては必要ない事業である。環境部局と福祉部局と調整して必要な科学的調査を行い、生活安全の視点で事務移管してはどうか。</p> <p>◆少子高齢化社会を踏まえて、この費用を介護保険事業の地域支援事業のその他事業(特に閉じこもり予防)に投入してはどうか。</p> <p>◆「自治会が貸出して欲しいと言うから貸出しています」では亀山市としての方針が見えてこない。公衆衛生の向上という目的への効果、達成状況から方向性を決める必要がある。</p> <p>◆受益者負担の適正化の観点から、どうしても年間行事として行いたい自治体に貸出料等費用負担を求めるべきと考える。</p> <p>◆下水道整備、合併浄化槽の普及が進み、生活環境が向上してきた現代においては役目は終わった。一方、デング熱、マダニ感染症等が増加していることから、市として対策が必要である。</p>			
③民間活力の活用、協働					
④要改善					
⑤現行通り・拡充					

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』外部点検結果

【平成27年8月29日実施】

No.	①-2	事業名	防犯対策事業 ・防犯灯関係補助金	所管室	市民文化部地域づくり支援室
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)					
②抜本的見直し					
③民間活力の活用、協働					
④要改善	4	<p>◆自治会、市民の防犯意識(自らの地域は自らで防犯するという意識)から必要なインフラ(街灯、カメラ等)を行政が整備する。電気代等維持管理費は自己負担とする。自らの費用負担であれば、電燈のLED化、消灯の管理を自治会が行うと考える。</p> <p>◆電気代の特額補助ではなく、まず1/3の自治会負担とすべきである。</p> <p>◆そもそも市内につける防犯灯の設置基準(工法は別)、器具等の値段は市内の業者に統一させるべきである。補助の公平性がない。</p> <p>◆必要などころに防犯灯を整備する必要はあるが、自治会任せで無制限に増やすのではなく、より自治会の適した所に適した数を設置するルールづくりとして、1/2半額程度電気代負担を検討すべきである。旧関町との合併時の調整のままでなく、見直すべきである。</p> <p>◆LED化、新設基数等を計画的に進めるために、市全域の必要設置数を把握すべきである。</p> <p>◆更なるLED化を進めるべきである。</p>		<p>◆平成20年からの7年間で約500基の整備が進み、市街地内ではほぼ整備が進んできたこと、軽犯罪が減少していること、人口減少が予測されることを勘案すると、今後はコストの低減と重点的な整備に移行する段階になったと判断できる。</p> <p>◆コストの低減に関しては、LED化の効果は明白でよりスピードをあげてLED化に取り組むべきである。一定の期間、新設は抑制することも検討される。また、電力小売自由化に対応して、新電力との価格交渉も検討すべきである。また、自治会が防犯活動に自主的に取り組んでもらうためにも、維持管理費の一部負担を求めるべきである。さらに、標準的な防犯灯の基準(照度、金額等)を検討し、過大な負担をしないように努めてほしい。</p> <p>◆重点的な整備に関しては、市として今後どの程度整備が必要かをシミュレーションした上で、年間の新設件数を定め、優先度を明らかにして、推進することが望まれる。</p>	<p>◆自治会が設置及び管理する防犯灯については、更なるLED化を図るため、既存の補助金制度の見直しを含めた支援の在り方を検討していく。</p> <p>◆今後、防犯灯の設置支援については、地域の整備状況を把握するとともに、設置基準についても再検討する。</p> <p>【見直し時期】 平成27・28年度…検討・見直し 平成29年度…検討結果に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆LED防犯灯が普及することで、防犯灯管理費の削減が図れる。 ◆自治会による防犯灯の適正配置が行われる。</p>
⑤現行通り・拡充	1	<p>◆本事業に対する補助金の内、防犯灯の電気料金の補助がおおよそ70%を占めているが、行政サービスとして適正と考える。第1次総合計画後期基本計画「地域安全の充実」にも合致している。</p> <p>◆防犯灯事業は全市的に行われており、公共性、公益性、公平性がある。</p> <p>◆ただ、成り行き的にコストは右肩上がりとなり、何らかの予算縮減は図るべきと考える。</p> <p>・防犯灯設置基準の見直し、また既設置灯の現場確認を含めた検証をする必要がある(一部検証したが、点灯時間が不適切、球切れ・点滅しているところがある、樹木で機能が失われている、明るすぎる、同一箇所道路照明、街灯とダブっている等の問題があり、定額制といえども温暖化対策、省エネ精神があるか疑問)</p> <p>・LED化の促進と併せて適正な照度とすべきである。ムダ・ムラ、排除の取り組みが必要である。</p> <p>・上記を展開するのは自治会または地域まちづくり協議会であり、これらの責任においてムダの廃除に取り組むべきである。</p>			

## 事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』外部点検結果

【平成27年8月29日実施】

No.	①-2	事業名	防犯対策事業 ・防犯協会・防犯委員会等関連団体	所管室	市民文化部地域づくり支援室
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)					
②抜本的見直し	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防犯協会と防犯委員会の統合は待たずに行うべきである。また、事業内容の見直しも必要である。</li> <li>◆3団体とも最終的な目的は同じである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防犯協会が亀山警察署に置かれ警察と市の調整にあたり、防犯委員会が市に置かれ防犯/パトロールや啓発活動にあたっていること、さらに暴力追放亀山市民会議があること、それぞれに補助をしていることについて、問題視された。</li> <li>◆防犯協会が防犯委員会、暴力追放亀山市民会議を統括し、補助金を一元化することについて、今後検討されたい。その際、重複するような業務は廃止することも検討されたい。</li> <li>◆また、防犯に関する業務は、地域づくり支援室ではなく、危機管理局に置くことも検討されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆亀山地区防犯協会、亀山市防犯委員会及び暴力追放亀山市民会議については、いずれも地域の安全・安心に向けた取り組みを行う団体ではあるが、組織の結成目的や体制には差異があり、統合することは容易ではない。しかしながら、それぞれの運営の観点から統合の可能性を検討する。</li> </ul> <p>【見直し時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27・28年度…検討・見直し</li> <li>平成29年度…検討結果に基づき実施</li> </ul> <p>【改善による効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆重複している事務局機能が整理され、緊急時には迅速で的確な対応が可能となる。</li> </ul>
③民間活力の活用、協働					
④要改善	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防犯リスクマネジメント組織は、単純な方が情報連携が円滑化される。</li> <li>◆防犯委員会、防犯協会等を統合させて、単純なリスク対応組織へと再編するべきと思う。</li> <li>◆防犯協会の専従職員は、他の協会でもよくあることであるが、本当に協会だけの仕事をしているのか。防犯委員会の事務と協会の職員の事務の実態を把握した上で、統合も検討されたい。</li> <li>◆重複している業務、人件費について、節約できるところを工夫すべきである。</li> </ul>			
⑤現行通り・拡充					

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』外部点検結果

【平成27年8月29日実施】

No.	①-3	事業名	関宿・周辺地域にぎわいづくり推進事業	所管室	市民文化部関支所観光振興室
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)					
②抜本的見直し	4	<p>◆基金、運用益、行政の裁量範囲について、きっちりと行政側の視点、考え方、ビジョンを明確化するべきと考える。</p> <p>◆行政の補助は、事業の継続性、市民への効果が考えられるべきものにすべきである。</p> <p>◆ある程度原資を使うことも含めて、飲食店、商店の新規立地を誘導するために、初期改修費用の支援、家賃補助、商品づくり、サービスづくりへの支援にフォーカスした方がよい。地域にお金を落としてもらわないと意味がない。</p> <p>◆イベントを含めるなら100%でもよいので、1～2年間の限定補助を徹底すべきである。多くのイベントを生んでいく。審査委員会で審査した方がよい。</p> <p>◆平成27年度に補助率を100%から1/2にと大きな見直しということで、「補助金の適正化に関する基準から良いことと思う。原則と言われたが、例外ばかり作らない方がよい。</p> <p>◆関宿で十分なイベントがある一方で、にぎわいづくり補助のイベント効果が不明瞭で、来訪者数も地域イベントの数%である。亀山市全体のイベントへも柔軟に利用できる補助とすべきではないか。一地域に偏りすぎと思う。</p> <p>◆関宿は亀山市にとって大切な歴史遺産、観光資源、ゆえにこれまで多くの施策、事業が展開されてきたことは充分理解できる。しかし、このザ・点検を契機に一度立ち止まり、これらを見直し、統廃合を含めた分配、集約等の抜本的見直しを行い、ビジョンを掲げ、亀山の財産を持続的に守る仕組み、市民合意を形成していただきたい。</p> <p>◆関宿に対する考えは共有しているつもりだが、全市的に見ると余りにも偏重しすぎており、公平性、公共性に疑義がある。また、施策、事業の効果が定量的(客数、経済効果、税収等)には見えない。定性的な効果は有形、無形に感じる。</p> <p>◆にぎわいづくり事業もトータル的なビジョンが感じられず、「補助金ありき」で場当たり的に展開されていると感じる。さらに、基本方針、補助金交付要綱は見直しされないままに長年適用されており、そこにマンネリ感が生じていると考察する。</p> <p>◆5年が限度との議論があるが、事業が妥当であるならば継続して然るべきである。この事業も含めて基本方針、交付要綱等を見直すべきである。</p> <p>◆合併特例債、関宿にぎわいづくり基金がバックグラウンドにあるが、これとて亀山市民が共有すべき財産であり、まして基金の成り行き目減りするとのこと、基金ありきの考え方は見直すべきと考える。</p> <p>◆地域まちづくり協議会が熟成されたならば、ここをベースに各種事業を展開することが、責任感、目標の達成等、活性化に繋がるのではないかと。</p>		<p>◆行事がマンネリ化していること、効果が単発で小さいこと、新たな活動者が少ないことが問題視された。</p> <p>◆関宿は亀山市のみならず東海道の重要な歴史資産であり、インバウンド対応の観光資源としても価値があるが、十分に生かし切れていない。その原因は、観光客が楽しむ商店、飲食店などが少ないことが挙げられる。</p> <p>◆ある程度原資があるので、現在の観光ブームを活かし、街道沿いの民家を活用した商店、飲食店などの担い手の新規立地を促すために、一定期間の家賃補助、店舗の内装整備の補助、商品づくり、サービスづくりへの補助も対象にすることを検討してほしい。</p> <p>◆イベントについては、1～2年目の立ち上げ初期の補助(100%補助も可)、その後3～5年目の補助(1/2補助)とするなどして、新たなイベントの発掘、育成に力を注いでほしい。亀山地域や市外への呼びかけも強化すべきである。</p> <p>◆外部有識者や市民による審査会を設置し、審査の透明性を高め、さまざまな助言を受ける機会を作してほしい。</p> <p>◆東海道を軸に対象地域を広げることも検討される。</p>	<p>◆本補助金については、関宿・周辺地域のにぎわいづくりを進めるため、多様な団体による関宿ならではの活動を推進することを目的としており、これまで、山車の保存活動やまちかど博物館の増加などに有効に活用されてきたが、近年新たな事業での申請件数は減少してきているため、その原因を分析し、平成27年度中には団体の育成支援という視点からも、より効果的に関宿のにぎわいに繋がるような制度となるよう検討を行う。</p> <p>◆まずは、他地域との公平性確保、団体育成につなげるという面から「補助金の適正化に関する基準」に沿って平成27年度交付分からの補助率の見直し、ルールを明確化を行う。</p> <p>◆関宿にぎわいづくり推進連絡会議等で、関宿で活動している団体に、今一度関宿にぎわいづくり基本方針の内容や補助金制度について説明し、活用事業実施を呼びかける。</p> <p>◆本補助金については、合併特例債を基金として積み立てその運用益でソフト事業を実施するものであったが、償還分の原資については、取り崩しが可能となっていることから、ハード事業も含め、基金の活用そのものについても検討していく。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度…見直し 平成28年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆補助制度についての再確認、再検討することにより、他地域との公平性の確保、ルールの明確化、関宿のにぎわいづくりに効果的に寄与する補助制度となる。</p>
③民間活力の活用、協働					
④要改善	1	◆小さな事業の積み重ねも重要であることから、よりにぎわいができるよう改善されたたい。			
⑤現行通り・拡充					

# 事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』外部点検結果

【平成27年8月29日実施】

No.	②-1	事業名	市民活動支援事業	所管室	市民文化部文化振興局共生社会推進室
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)					
②抜本的見直し	3	<p>◆協働のための協働になってしまっており、これからの市財政や地域自治を考えた上で必要不可欠な協働を促進するという認識が行政、市民ともに弱いと感じる。</p> <p>◆各事業がバラバラでストーリーがない。市民のマンパワー、協働はこれからの行政運営には必要である。</p> <p>◆補助金は一旦廃止して、市民活動団体の強化、育成方法は改めて考えるべきである。</p> <p>◆協働が全庁的に進むような仕組みを検討する必要がある。協働提案を当面続けるのであれば、行政提案を増やすことが必要である。</p> <p>◆協働とは、支援とは何かをディベートの中から理解していかないとズレが生じている。</p> <p>◆市民力をアップさせるために、もと補助金の支援だけでなく、課題解決に向かって進化して欲しい。机上ではなく現場に出て、市民を感じていただきたい。一番大切な室なので頑張ってもらいたい。</p>		<p>◆協働に対する初期の啓蒙・普及の段階は終わり、地域まちづくり協議会等における実質的な協働など、真の市民力向上のための仕組みや支援策が求められていることから、抜本的見直しが必要である。</p> <p>◆抜本的見直しの中には、地域まちづくり協議会を所管する地域づくり支援室と協働を所管する共生社会推進室の統合など、組織改正も含まれる。</p> <p>◆同時に、協働は主管課だけの問題ではなく、全庁的な取り組みを必要とすることから、全庁的に協働を促進する体制の整備が必要である。その上で、行政提案事業を増やすなど具体的な支援策も再構築すべきである。</p>	<p>◆市民活動支援事業の目的のひとつは、まちづくりひとりであり、多様化する行政課題や地域課題の解決を解決するため、行政と市民等の更なる協議の推進が図れるよう現在の協働の仕組みを見直す。</p> <p>◆そのために「協働事業提案制度あり方検討会」を設置し、現在の協働事業提案制度、市民活動参画推進補助金、市民活動応援制度を総合的に検討し、見直しを行う。</p> <p>◆地域まちづくり協議会との協働については、地域づくり支援室と連携し効果的な支援策を検討していく。</p> <p>◆全庁的な取り組みとしては、協働事業推進員を中心に協働に対する理解を深める研修をし、行政提案の増加を図る。</p> <p>【見直し時期】 平成28年度…「協働事業提案制度あり方検討会」にて見直し 平成29年度以降…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆「協働事業提案制度あり方検討会」による見直しにより、行政と市民の更なる協働の推進が図れ、多様化する行政課題や地域課題の解決につながる。</p>
③民間活力の活用、協働	1	◆民間委託の導入を図り、制度のPRをすべきである。			
④要改善	2	<p>◆市民活動団体への支援メニューを再構築すべきである。</p> <p>◆庁内他部署との協働強化が必要である。</p> <p>◆啓発以外の手法を考えること。啓発する場合も目的に応じ、支援の対象に適した手法を十分検討して欲しい。</p> <p>◆「協働の意識」をもう一度喚起するため、提案制度の啓発等に工夫が必要である。</p>			
⑤現行通り・拡充					



事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』外部点検結果

【平成27年8月29日実施】

No.	②-2	事業名	高齢者・障がい者(児)タクシー料金助成事業	所管室	健康福祉部高齢障がい支援室
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)					
②抜本的見直し	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後、大幅な事業費や事務量の増加が見込まれる。どのように使われているか、利用者のニーズも把握できていないので、見直しようがないというのが現状ではないか。</li> <li>◆特に満75歳以上高齢者への助成の見直しは、明確な根拠を持って、調査分析の結果をもとに判断すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆当該事業は、単に現在の高齢者や障がい者(児)に対するタクシー利用助成として考えるのではなく、今後ますます高齢者等が増加し、健常者であっても買い物難民等に陥るかもしれない超高齢化社会の中で、どう住民の移動手段を確保していくのかという根本的な課題を考える必要がある。</li> <li>◆そのためには、公共交通を所管する商工業振興室との事業の統合も検討されるべきである。</li> <li>◆その際に、重要なのは、きめ細かいニーズの把握である。制度の公平性もさることながら、実際に困っている市民に対して、いかに効率的かつ有効な政策を打てるかが肝要である。</li> <li>◆この政策分野は、今後、事業費の増大が見込まれることは不可避であり、地域での福祉有償運送やデマンドバス(タクシー)等の導入など、地域の実情に合わせた複合的な政策を検討されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者への社会参加の支援策のひとつとして実施している事業であり、公共交通施策との連携をとることとしてきた。</li> <li>◆平成27年度に当該事業の見直しを行い、生活支援も含めた施策として、他の福祉施策との整合をとりながら事業の展開を検討していく。</li> </ul> <p>【見直し時期】</p> <p>平成27年度…見直し 平成28年度…実施</p> <p>【改善による効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成27年度の見直しにより、タクシー料金の助成による社会参加支援策としてだけでなく、他の生活支援も可能となることから、高齢者のニーズに応じた支援ができるようになる。</li> </ul>
③民間活力の活用、協働	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉有償運送を地域まちづくり協議会のような地域団体が実施する場合に、交付金で対応すれば効果が上がる。交通不便地にはデマンドタクシー導入を検討する。</li> <li>◆今の制度は福祉施策として機能していない。腎臓機能障がいの方は別途対応すべきである。</li> </ul>			
④要改善	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆この制度の公平性に問題がある。</li> <li>◆当面は交付対象者から高額所得者を除くなどの見直しは必要と思われる。</li> <li>◆この事業の終期(平成30年頃)を地域生活交通再編事業の進捗に合わせて検討されたい。</li> <li>◆必要な方のみにし、手厚くするのも大切と思う。</li> <li>◆先の数字が読めるので、必要な事項(免許、地域、収入)の調査を進め、改善をすべきである。</li> <li>◆弱者のために協力できる、思いやりのある市民を育てることも必要である。</li> </ul>			
⑤現行通り・拡充					

# 事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』外部点検結果

【平成27年8月29日実施】

No.	②-3	事業名	青少年総合支援センター運営事業	所管室	教育委員会生涯学習室
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方
①不要(市の事業として)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆パトロール業務の意義は分かるが、生涯学習室が主体として行うべきか疑問である。</li> <li>◆目的と事業があていない。子ども居場所づくりや自立支援の方を重点的に取り組むべきである。</li> <li>◆地域の方に見守り、声掛けをしていただいた方が、より密な指導が出来るのではないか。</li> <li>◆自主防犯を育てる市民力をコーディネートしていくべきである。</li> <li>◆大切な室の役割を協働等で強化すべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆パトロール事業の重要性に対しては誰も異論がないものの、当該事業を生涯学習室が主体として行うべき事業かといった点に多くの疑問があったことから不要と判断した。</li> <li>◆従って、今後は、類似のパトロール事業を行っている機関と協議し、事業の統合化等を進めるべきである。具体的には、地域まちづくり協議会等が行っている防犯パトロールの中に位置付けられることなどが想定される。</li> <li>◆その際、留意すべきは、例えば地域まちづくり協議会に移管するにしても、地域には体制整備に差もあることが想定されることから、地域の負担をいかに軽減するかといった点も考慮されたい。また、教育委員会等関係機関との連携は、これまで同様に確保されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補導業務を各地域の関係団体へ移行するには、相当な時間を要する。</li> <li>◆平成26年度から、地域との連携のために、パトロールに関し、声かけを行った場所、時間、人数等の内容を数値化している。加えて、各地域関係者とは青少年に関する情報交換を行い、そのデータの蓄積を始めている。</li> <li>◆パトロールについては、さらに効果を明確にする必要性を認識しており、パトロールや地域で収集したデータをもとに今後の方向性について位置づける。</li> <li>◆不要の理由が居場所づくりに時間を注ぐべきという点からも、NPOや自主防犯も含めて、センターの在り方、何をどこが担うのかを再構築する必要がある。</li> <li>◆地域の子供達は地域で守るという意識をどのように作っていくのかという働きかけからスタートする。</li> <li>◆補導委員と防犯委員等との統廃合についての検討について全庁的な取り組みが必要である。</li> </ul> <p>【見直し時期】 平成27・28年度 … 庁内関係機関との協議・検討 平成29年度以降 … 検討結果に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆地域との連携による基礎的データの蓄積を基に地域関係者と協議を行い、地域の実情に即した支援センターの体制や方向性について位置づけが可能となる。</p>
②抜本的見直し					
③民間活力の活用、協働	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆時間が限られるパトロールよりも日常的な地域の見守り力を高めることの方が重要である。</li> <li>◆出来る地域から実績をあげてもらい、他の地域へ広げると良い。</li> <li>◆スピード感を持って、出来ることから改善を進めて欲しい。</li> </ul>			
④要改善	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆パトロールが目的に沿って実施され、線で繋がるように行ってもらいたい。</li> <li>◆事業内容、手法(居場所づくり、パトロール体制、地域の見守り隊との連携)について、実効性のある方策に見直しを検討されたい。</li> </ul>			
⑤現行通り・拡充					